

令和2年5月14日

大阪府知事 吉村 洋文 様

公明党大阪府議会議員団
団 長 林 啓 二
幹事長 肥後 洋一朗

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

国は5月4日、緊急事態宣言を5月末まで延長することを決定した。それに伴い、府は緊急事態措置を5月末まで延長するとともに、府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方をとりまとめ、明日以降段階的な解除を判断するとの方針を示された。

感染の拡大防止を図りながら社会経済活動の本格的な再開につなげられるかが大きな課題となる中、この間、府民の生命を守るため日々献身的に活動されている医療従事者や休業・時短・外出自粛等に全面的にご協力いただいている府民にお応えするためにも、府として感染拡大防止に向けた医療施策の拡充をはじめ、深刻な影響が広がる事業者や雇用者への対策、さらに学校休業に伴う教育支援など、直面する様々な課題に全力で取り組むことが求められている。

公明党大阪府議会議員団は、現在の大阪府の状況を踏まえ、新たな要望事項をとりまとめた。知事におかれては、ここに記した項目を早急に府政に反映されることを強く要望する。

記

【緊急事態宣言延長に伴う中小企業等への支援】

(制度融資)

○中小企業に対する実質無利子・無担保の制度融資に基づく資金供給が迅速に行われるよう、大阪信用保証協会における融資体制の強化等を府として支援すること。また、申し込みから融資決定までの所要期間の見通しや目標を公表するなど中小企業者に対し積極的な情報提供に努めること。

(休業要請支援金)

○休業要請支援金については、この間頂戴した事業者からの様々な声を踏まえ、例えば個人事業主同様、中小企業においても府内に事業所があれば支給対象とする等、制度の改善に着手すること。また、緊急事態措置の延長に伴い、介護事業所や理美容室など現在休業要請支援金の対象となっていない業種についても支援策を講じること。

(家賃支援)

○事業者に対する府独自の家賃支援策の創設にあたっては、国の動向も鑑み、国制度の対象外となった企業・団体や貸し手側の支援等、広く支援が行き届く制度の早期構築に努めること。

(休業要請の段階的解除にむけた措置)

○休業要請の段階的解除にむけた指標となる「大阪モデル」の運用にあたっては、どの時点でどのような業種を解除するのか等を記した段階的解除のロードマップを示すこと。また、感染防止対策をとりまとめた府独自のガイドラインについては、新しい生活様式にも対応したわかりやすいものとし、様々な媒体を通じ府民に積極的に周知すること。

○休業要請解除後におけるクラスター対策等の感染拡大防止措置が円滑に実施できるよう、府として対策を講じること。

○自粛要請の段階的な解除の実施にあわせ、例えば飲食店が3密を避ける対策や宅配ボックスの設置といった、事業者等の新しい生活様式に対応した施設改修等を促進する支援制度を創設すること。

【医療体制】

（検査体制の拡充）

○感染拡大に備え、PCR検査体制をさらに拡充すべく、PCR検査場の増設や検査人員・装備等の拡充、相談機能の強化を図ること。また、5月13日に承認された抗原検査についてもその特性を活かし積極的に活用すること。

○府内における新型コロナウイルスの感染実態調査等のために、抗体検査を早期に実施すること。

（医療機関等への支援）

○府の協力依頼に応じていただいている新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に対し、施設整備に対する補助とともに、持続的な運営を可能にする財政支援策を検討すること。

○感染症患者が発生した医療機関については、必ず現状を把握し、府からマスクやフェイスガード、防護服等を速やかに支給すること。

○感染症対応の医療従事者の他、歯科医師や薬剤師、柔道整復師等に対して、マスクやフェイスガード、消毒液等の医療衛生用品を確保・支給すること。

（医療従事者支援）

○「新型コロナウイルス助け合い基金」や「特殊勤務手当の支給補助」等、新型コロナウイルス感染症患者の治療に携わる医療従事者への支援策については、例えば新型コロナウイルス感染の可能性のある方を処置する救急病院の従事者や救急隊員等、対象者を可能な限り拡充すること。

【福祉施策】

（衛生用品の安定供給）

○社会福祉施設等で現在も入手困難となっているマスクや消毒液等の不足を解消するため、府が優先的に買い取り提供すること。

（視覚・聴覚障がい者への情報提供）

○視覚障がい者・聴覚障がい者等に感染症対策の情報が的確に伝わっていない状況に鑑み、3密回避をはじめとする日常生活上の「新しい生活様式」が行われるよう支援策を拡充すること。

(障がい者の工賃支援)

○就労継続支援B型事業所では、事業者と利用者に雇用関係がなく雇用調整助成金の対象とならないことから、新型コロナウイルスの影響で減少したB型事業所を利用する障がい者の工賃を補填する支援制度を創設すること。

【教育・芸術文化施策】

(オンライン授業)

○府立学校でのオンライン学習実施にあたっては、各家庭の通信環境やパソコン・タブレット等の使用状況を正確に把握し、府としてすべての児童・生徒が十分に学習できる環境整備を速やかに行うこと。併せて、小中学校における1人1台の端末整備については、国において今年度の補正予算に盛り込まれたことを受け、府内全市町村においても実現できるよう必要な支援を行うこと。

(児童・生徒へのケア)

○分散登校の実施にあたっては、生徒同士の3密を避ける対応をとること。また、児童・生徒への家庭生活での状況（虐待・栄養・健康）をしっかりと把握するとともに、心のケアに万全を期すこと。

(教育・芸術文化活動支援)

○3密を避ける等徹底した感染予防対策を講じた上で、図書館や博物館等の教育・芸術文化施設を早期に再開すること。

○自粛要請により延期・中止となった芸術文化イベント等に携わる技術スタッフや府立学校の休業によって影響が生じている特別支援学校のバス運行業務等、新型コロナウイルスによって甚大な影響を受けている芸術文化・教育分野に携わる事業者に対する新たな支援策を講じること。

【その他】

(人権への配慮)

○医療従事者や感染者等への偏見や差別に立ち向かう姿勢を明確にすべく、「(仮称)大阪府新型コロナウイルス感染症に関する差別や風評被害等から府民を守る条例」を制定し、条例に基づいた相談機関の設置や支援策を講じること。

(災害対策)

○新型コロナウイルス等の感染防止を踏まえた災害時の危機対応に万全を期すための体制を構築すること。

(公共料金)

○新型コロナウイルスに関する経済的な影響や今後の熱中症対策という観点から、水道料金に係る府独自の支援策の構築や電気料金等の値下げを知事が働きかける等、府民ならびに事業者の公共料金の負担軽減に取り組むこと。